

職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

香川県人事委員会規則第7号

職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特例) 第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条若しくは第49条の2第1項又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条の規定により、措置の要求、<u>審査請求等</u>をする場合</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(特例) 第2条 職員があらかじめ任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条若しくは第49条の2第1項又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条の規定により、措置の要求<u>若しくは不服申立て又は審査請求等</u>をする場合</p> <p>(8)～(11) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。